

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 7 月 5 日

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 飯塚 智
(公 印 省 略)

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

第 5 期中期目標期間（令和 6 事業年度～令和 10 事業年度）における会計監査人による監査業務

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から独立行政法人通則法第 4 2 条に定める日まで

※本件落札者については、原則として当機構の第 5 期中期計画期間の最終年度（令和 10 事業年度）までの複数年度にわたる会計監査人候補者とする。ただし、会計監査人は毎年度環境大臣の選任を受ける必要があることから、契約期間は単年度となる。なお、正当な理由により会計監査人の候補者としてすることが適当ではないと当機構が判断した場合、環境大臣からの選任がない場合、また、会計監査人から辞退の申し入れがあった場合等については、この限りではない。

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

① 入札者は、提案書を作成し、提出しなければならない。

② 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様に規定するもの等、第 5 期中期目標期間のうち令和 6 事業年度に係る当該業務に要する一切の諸費用を含めた入札金額を見積もるものとする。

③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札に参加することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ② 取扱細則第5条に規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

(2) 令和04・05・06年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(3) 入札説明書、仕様書及び本件入札に必要なその他の書類（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

(4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(5) 個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。
（非該当項目を除く。）

(6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第41条第3項に該当しないこと。

(7) 日本公認会計士協会の示す監査契約書（独立行政法人様式）の最新版に準拠した契約書を締結できる者であること。

(8) 提案内容を含む本契約に際し、会計監査人としての業務又は当機構の委嘱する委員等の業務に支障がないようにすること。

3. 入札者の義務

上記2. (2) の資格審査結果通知書の写し、(5) 個人情報管理状況調査票を令和6年7月24日（水曜日）17時00分までに4. (1) に示す宛先へ電子メール、FAX又は送付（必着）にて提出すること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階
独立行政法人環境再生保全機構
財務部経理課 新垣、壁谷
e-mail keiri@erca.go.jp

電 話 044-520-9529 F A X 044-520-2132

(2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から令和6年7月23日（火曜日）までにおける平日10時00分～17時00

分の時間帯とし、電子メール、FAXにより、上記（１）に以下の必要事項を記入の上、連絡すること。（電子メール又はFAXによる交付が受けられない者は、上記（１）に連絡し、相談すること。）

＜必要事項＞

件 名：【入札説明書等希望】第５期中期目標期間（令和６事業年度～令和１０事業年度）
における会計監査人による監査業務

本 文： ①名称・商号
②所属部署
③担当者名
④郵便番号・住所
⑤メールアドレス
⑥電話番号
⑦FAX番号

（３）入札説明会の日時及び場所
開催しません。

５．提案書の提出期限及び競争執行の場所等

（１）提案書の提出期限及び場所

令和６年７月２４日（水曜日）１７時００分まで

上記４．（１）に示すとおり

（２）提案書に関するヒアリング

上記（１）の期限までに有効な提案書等を提出した者に対して、必要に応じて連絡し実施する。

提出した提案書等の説明依頼の連絡を受けた者は、以下の実施日・場所において、プレゼンテーション及び質疑応答に対応するものとする。

① 実施日

令和６年７月２９日（月曜日）

（詳細な時間は令和６年７月２６日（金曜日）１７時００分までに連絡する。）

② 場所

神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０番 ミューザ川崎セントラルタワー８階

独立行政法人環境再生保全機構 第３会議室

（３）入札及び開札の日時及び場所

令和６年８月８日（木曜日）１５時００分から

神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０番 ミューザ川崎セントラルタワー８階

独立行政法人環境再生保全機構 第３会議室

入札書の提出方法は、持参、郵送（書留など配達記録が残るものに限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第９項に規定す

る特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法による。なお、郵送(書留など配達記録が残るものに限る。)又は特定信書便の場合には、令和6年8月7日(水曜日)までに必着のこと。ただし、入札書以外の資料に係る提出方法は、電子媒体による提出も可とする。

特定信書便による提出を行う場合は、特定信書便事業者に該当する法人であることを確認すること。特定信書便事業者に該当する法人情報については総務省ホームページを確認すること。(https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html)

(注1) 入札当日の入札書の持参も可とする。

(注2) 提案書と同時に入札書を提出された場合であって、入札に立ち会わない場合は、当機構職員が提出された入札書を入札箱に投函する。

6. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金に関する事項

免除する。

(3) 入札者に要求される事項

競争執行(入札及び開札)日の前日までの間において理事長から提案書に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 提案書の審査

入札者から提出された提案書は、当機構において総合評価基準に定める評価基準に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。

なお、この審査の可否結果は、令和6年8月6日(火曜日)17時00分までに、合格者に連絡し、不合格者には速やかに通知書を送付する。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

① 次の要件を満たす入札者のうち、総合評価基準に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が独立行政法人環境再生保全機構会計規程第46条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案書が、当機構の審査の結果、不合格通知を受けていないこと。

② ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に

適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、上記①の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も数値が高い者を落札者とすることがある。

(8) 詳細は入札説明書による。

7. 契約情報の公表について

(1) 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなすこととする。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- 4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。